

## 会則（案） 2018年5月18日

### 総則

第1条 本会は、日本産業衛生学会第一次産業労働安全衛生研究会（以下、研究会）と称し、日本産業衛生学会（以下、学会）の「定款第48条」および「研究会に関する細則」に則って設置する。

2. 研究会の円滑な運営のために本会則を定める。

### 目的および事業

第2条 本会は、わが国の第一次産業の労働安全衛生の進歩をはかることを目的とし、以下の事業を行う。

- (1) 研究集会の開催
- (2) 国内外の調査研究および学术交流
- (3) 研修会等の開催及び教育資料等の発行
- (4) その他、本研究会の目的達成に必要な事業

2. 研究集会は、年1回以上開催することとし、そのうち1回の開催中に会務総会を行う。

### 会員および会費

第3条 研究会の会員は、学会の会員および本研究会の目的に賛同し研究会活動に参加を希望する個人とする。

2. 本研究会の会員登録方法および退会については、別に定める研究会細則による。
3. 会費については、別に定める研究会細則による。

### 世話人および代表世話人

第4条 世話人および世話人会について、以下の通り定める。

- (1) 会員の中から世話人5名以上をおく。
- (2) 世話人の選出は、別に定める研究会規則により行う。
- (3) 世話人の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (4) 世話人会は、代表世話人の召集または世話人の要請により、年1回以上開催され、研究会の活動および運営について決定する。

第5条 代表世話人について、以下のとおり定める。

- (1) 世話人の互選により代表世話人を選出する。
- (2) 代表世話人の任期は一期3年とし、再任を妨げない。
- (3) 代表世話人は、世話人会の承認を得て、副代表世話人を指名することができる。

### 顧問

第6条 研究会への助言等のために顧問をおくことができる。

2. 顧問は、世話人経験者およびその他の有識者から本人の同意を得て世話人会が指名する。

## 会計

第7条 研究会の会計は、学会よりの助成金、会費、研究会事業収入その他をもって充当する。

2. 研究会の会計年度は、学会と同じく毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

## 学会理事長への報告

第8条 代表世話人は、世話人会の議を経て、以下の事項を学会理事長に報告する。

- (1) 活動報告および収支決算
- (2) 代表世話人および世話人氏名
- (3) その他、世話人会で必要と認めた事項。

2. 学会理事長に対する本研究会の継続申請は、世話人会の議を経て代表世話人が行う。

## 事務局

第9条 本研究会の事務局は、代表世話人のもとにおく。

## 附則

1. 本規則の変更は、世話人会および会務総会での承認を経て、学会理事会の承認を得るものとする。
2. 本規則は、年 月 日より施行する。

## 研究会細則

第1条 会員登録及び退会

1. 会員になろうとする者、氏名、所属機関、連絡先等の必要事項を明記して研究会事務局に申し込まなければならない。
2. 研究会を退会しようとするものは、事務局に申し出なければならない。会費未納者は、会員の資格を喪失する。

第2条 会費

1. 会費は年500円とし、3年分を前納とする。ただし、研究会の継続期間の途中に入会する場合は、次の更新時までの分とする。

第3条 世話人の選出

1. 世話人は、本研究会の会員の中から世話人会が推薦し、会務総会で承認する。
2. 上記の規定にかかわらず、本研究会発足時の世話人は、附則に定める通りとする。

## 附則

1. 本細則の変更は、世話人会の議を経て、会務総会で承認するものとする。
2. 本研究会発足時の世話人は、別表の通りとする。
3. 本細則は、年 月 日より施行する。

## 別表

### 世話人（50音順）

青木一雄（琉球大学）

興梠建郎（新潟産保センター）

埴田和史（滋賀医大）

立石清一郎（産業医科大学）

東久保一郎（中災防）

堀口兵剛（北里大学）

湯浅晶子（日本赤十字看護大学）

和田裕雄（順天堂大学）

横山和仁（順天堂大学）

### 別表ここまで

### 顧問（案）

上田 厚（東アジアヘルスプロモーションネットワーク）

久宗周二（高崎経済大学）

宮下和久（和歌山県立医大）

山田容三（愛媛大学）